



令和8年10月から 小・中学生の医療費を無料化します！



¥0

【こども医療費助成制度】



出雲市では、お子さんの医療費助成制度を拡大し、10月診療分から

小・中学生の医療費が無料になります。

こども医療費助成の資格証を発行するための手続きや申込みは、いりません！

9月下旬に、対象の皆さんへ新しい資格証と制度のご案内をお送りします。

※一部手続きが必要な方には案内を送ります。

自己負担がどう変わるの？

区 分	令和8年9月診療分まで		10月診療分から	
	入 院	通 院・薬 局 等	入 院	通 院・薬 局 等
乳 幼 児	無 料	無 料	無 料	無 料
小学生	1 割負担 (限度額2,000円/月)	1 割負担 (限度額1,000円/月) 薬局等は無料	無 料	無 料
中学生				
高校生年代			1 割負担 (限度額2,000円/月)	1 割負担 (限度額1,000円/月) 薬局等は無料

※薬局等：薬局（病院内の薬剤科除く）、柔道整復施術所、治療用器具製作所、はり・きゅう・あんまマッサージ施術所、訪問看護ステーション

※限度額：1か月につき1医療機関（医科/歯科別）あたりの自己負担額の上限

※高校生年代：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

●10月1日以降、0歳～中学生（15歳の3月31日まで）のお子さんが医療機関にかかる時は、「こども医療費受給資格証【むらさき色】」を、マイナンバーカードなどと一緒に、受付で提示してください。

●高校生年代の方が医療機関にかかる時は、「こども医療費受給資格証【きみどり色】」を、マイナンバーカードなどと一緒に、受付で提示してください。

出雲市では、マイナンバーカードを資格証として使えます。利用可能な医療機関でカードを出せば、医療費助成の資格を確認でき、紙の資格証の提示を省略できます。（全ての医療機関で対応しているわけではありませんので、紙の証もお持ちください）

以下のいずれかにあてはまる場合は医療費助成の対象となりません。

- ・医療保険が適用されないもの（紹介状がない場合にかかる負担金、差額ベッド代、食事代、検診代等）
- ・交通事故などの「第三者行為」による傷病にかかるもの